

清泉クリニック整形外科 通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション 【運営規定】

1 事業者

事業者名	医療法人社団SEISEN
所在地	静岡県駿東郡清水町柿田191番地の1
連絡先	055-981-1936
代表者	理事長 脇元順一
設立日	平成18年6月1日

2 事業所概要

事業所名	清泉クリニック整形外科
所在地	東京都品川区東五反田二丁目3番5号 五反田中央ビル2階
連絡先	電話 03-5795-1936 / FAX 03-5795-1937
管理者	院長 鈴木誠也
サービス種類	通所リハビリテーション / 訪問リハビリテーション
介護保険指定番号	1310935510
利用者定員	通所リハビリ：利用時間①②④各回6名 利用時間③8名
専用部屋面積	216.17㎡
通所リハサービス提供地域	当施設より概ね半径2km圏内を送迎エリアとし、エリア外は別途相談
訪問リハサービス提供地域	当事業所より概ね半径1.5km圏内。エリア外は別途相談
開設年月日	平成31年4月1日
利用時間(通所リハ)	①9:00～10:30 ②10:45～12:15 ③13:45～15:15 ④15:30～17:00
利用曜日(通所リハ)	月曜・火曜・水曜・木曜・金曜：①～④ 土曜：①、②
利用時間(訪問リハ)	平日 9:00～17:00
利用曜日(訪問リハ)	月曜・火曜・水曜・木曜・金曜
休所日	日曜・祝日・年末年始

3 職員体制

職種	常勤	非常勤	合計
医師	1 名	1 名	2 名
理学療法士	6 名	0 名	6 名
介護職員	1 名	3 名	4 名

4 各事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| 1) 清泉クリニック整形外科 | ☎ 03-5795-1936 (担当：栗原) |
| 2) 高齢者支援第一係(品川・大崎・八潮地区) | ☎ 03-5742-6681 |
| 3) 高齢者支援第二係(大井・荏原地区) | ☎ 03-5742-6731 |
| 4) 品川区介護給付係 | ☎ 03-5742-6927 |
| 5) 東京都国民健康保険団体連合会 | ☎ 03-6238-0011 |

5 事業目的

要支援および要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所および訪問リハビリテーションを実施し、地域貢献に役立つことを目的とする。

6 運営方針

利用者に寄り添い、一人ひとりが「やりがい」や「生きがい」を見出してもらえるよう、常に取り組んでいきます。

7 サービス内容

医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士が、ご利用者の状態に合わせたリハビリテーションを実施します。ご利用者がより自立した日常生活を営むことができるように、生活機能向上・関節拘縮予防・体力向上を目的にサービスを提供します。送迎については、通所リハビリテーションでは当施設から利用者ご自宅まで概ね半径2km圏内が送迎エリア、訪問リハビリテーションでは当施設から利用者ご自宅まで概ね半径2km圏内がサービス提供地域となりますのでご了承ください。尚、食事・入浴等のサービスは提供していません。

8 利用料金

- 1) 費用：料金表に記載されている費用が、利用者負担になります。
品川区は地域区分が「1級地」であるため、単位数に11.1を乗じて計算をしていますが、実際の利用者負担額は多少の差額が発生することがございます。ご了承ください。
- 2) 支払方法：毎月月末締めとし、翌月10日までに当月料金を請求いたしますので、25日までに予め指定した方法でお支払いください。
 - ①現金
 - ②下記の口座に振込み（手数料は別途負担）
【三菱UFJ銀行 荻窪支店 普通 0523459 医療法人社団SEISEN 五反田デイケア】
*振込みの際は「イ）セイセン」で振込みできます。
 - ③指定口座より引落（手数料は別途負担）

3) 料金表

(1) 予防通所リハビリテーション

該当	サービス項目	1割負担	2割負担	3割負担	備考
	要支援1	2,518 円	5,035 円	7,553 円	1月につき、1回以上利用した料金
	要支援2	4,693 円	9,386 円	14,079 円	
	要支援1・日割	84 円	167 円	250 円	一定条件に該当する場合、1日につき
	要支援2・日割	155 円	309 円	463 円	
	12月超減算 要支援1	-133 円	-266 円	-399 円	利用開始月から12月を超えた場合、月1回減算。しかし、リハ会議3月1回開催し、リハビリテーション計画書の見直しとその内容をLIFEへ提出した場合は算定しない
	12月超減算 要支援2	-266 円	-532 円	-799 円	利用開始月から12月を超えた場合、月1回減算。しかし、リハ会議3月1回開催し、リハビリテーション計画書の見直しとその内容をLIFEへ提出した場合は算定しない
	科学的介護推進体制加算	45 円	89 円	134 円	LIFEへデータを提出した場合、月1回加算
	サービス提供体制強化加算Ⅲ 要支援1	27 円	54 円	80 円	職員の総数のうち、勤続年数7年以上の職員の割合が30%以上の場合、月1回加算
	サービス提供体制強化加算Ⅲ 要支援2	54 円	107 円	160 円	職員の総数のうち、勤続年数7年以上の職員の割合が30%以上の場合、月1回加算
	介護職員処遇改善加算Ⅱ	円	円	円	総単位数83/1000加算

(2) 通所リハビリテーション

該当	サービス項目	1割負担	2割負担	3割負担	備考
	要介護1	410 円	819 円	1,229 円	利用1時間以上2時間未満、1回の利用料金
	要介護2	442 円	884 円	1,326 円	
	要介護3	477 円	953 円	1,429 円	
	要介護4	509 円	1,017 円	1,525 円	
	要介護5	545 円	1,090 円	1,635 円	
	リハマネ加算 (B) ロ	659 円	1,317 円	1,975 円	利用開始月から6月以内はリハ会議を月1回開催、LIFEヘデータを提出した場合、月1回加算
	リハマネ加算 (B) ロ	303 円	606 円	909 円	利用開始月から7月以降はリハ会議3月1回開催、LIFEヘデータを提出した場合、月1回加算
	通所リハマネジメント加算4	300 円	600 円	900 円	事業所の医師が利用者等に説明し、利用者の同意を得た場合、月1回加算
	科学的介護推進体制加算	45 円	89 円	134 円	LIFEヘデータを提出した場合、月1回加算
	送迎減算	-52 円	-104 円	-156 円	事業所送迎無い場合、片道ごと減算
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	7 円	14 円	20 円	職員の総数のうち、勤続年数7年以上の職員の割合が30%以上の場合、1日につき加算
	介護職員処遇改善加算Ⅱ	円	円	円	総単位数の83/1000加算

(3) 介護予防訪問リハビリテーション

該当	サービス項目	1割負担	2割負担	3割負担	備考
	予防訪問リハⅠ	331 円	662 円	993 円	1回20分の利用料金
	予防訪問リハサービス提供体制加算Ⅰ	7 円	14 円	20 円	サービス提供にあたる理学療法士等のうち勤続年数7年以上の者が1人以上いる場合、1回につき加算
	12月超減算	-33 円	-66 円	-99 円	利用開始月から12月を超えた場合、月1回減算
	予防訪問リハ短期集中リハ加算	222 円	444 円	666 円	退院(所)・認定後より3月以内、1週に2日以上実施した場合、1日につき加算
	予防訪問リハ計画診療未実施減算	-55 円	-111 円	-166 円	事業所医師がリハ計画作成に係る診療を行わない場合、1回につき減算

(4) 訪問リハビリテーション

該当	サービス項目	1割負担	2割負担	3割負担	備考
	訪問リハⅠ	342 円	684 円	1,026 円	1回20分の利用料金
	訪問リハサービス提供体制加算Ⅰ	7 円	14 円	20 円	サービス提供にあたる理学療法士等のうち勤続年数7年以上の者が1人以上いる場合、1回につき加算
	訪問リハ短期集中リハ加算	222 円	444 円	666 円	退院(所)・認定後より3月以内、1週に2日以上実施した場合、1日につき加算
	訪問リハ計画診療未実施減算	-55 円	-111 円	-166 円	事業所医師がリハ計画作成に係る診療を行わない場合、1回につき減算

4) 介護保険給付対象外サービス利用料金は、全額利用者の負担になります。

該当	項目	金額	備考
	雑費	1回につき 50 円	飲料水代
	複写物	1枚につき 10 円	カルテ開示等希望があった場合
	オムツ	1枚につき 250 円	

5) キャンセル料：ご利用者都合でサービス中止する場合は、キャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

①ご利用日の前営業日の12時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日の12時までにご連絡がなかった場合	介護保険にて定める料金の50%

9 ご利用際の必要物品

- 1) 通所リハビリ：タオル、コップ又は水筒、ファイル、オムツなど。

10 非常災害対策（通所リハビリ）

- 1) 災害時の対応：自然災害、火災、その他の防災対策については、計画的防災訓練を行い職員がいかなる時も、緊急に対応出来るよう整備を行う。
- 2) 防災設備：消火栓、消火器、非常階段、非常誘導、車いす、担架など具備
- 3) 防災訓練：防災、通報、消火訓練を年間2回以上実施

11 緊急時の対応

- 1) 当日の体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止をすることがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- 2) サービス提供中に、利用者に容体変化等がある場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係機関へ連絡いたします。

12 衛生管理

- 1) 利用者の使用する施設および飲料水について、衛生管理に努め、必要な措置を講じます。
- 2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- 3) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するとともに、職員への研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。
- 4) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知いたします。

13 虐待防止

- 1) 利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。
- 2) サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報いたします。
- 3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知いたします。
- 4) 虐待防止のための指針を整備するとともに、職員への研修を定期的に（年1回以上）実施します。
- 5) 前4号を適切に実施する担当者を設置します。（担当者：栗原）

14 身体拘束

- 1) 原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。
- 2) 身体拘束を実施した場合、その日時・理由及び態様等についての記録をする。

15 業務継続計画

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、継続的なサービス提供の実施、もしくは早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2) 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施します。
- 3) 定期的に（年1回以上）業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16 個人情報の保護

- 1) 利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努める。
- 2) 利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

17 その他運営に関する留意事項

- 1) 通所リハビリテーション職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 2) 職員の資質向上のために研修の機会を定期的（採用時、年1回以上）に設ける。
- 3) 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4) 事業所は、適切な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

附則1 この改正は、令和6年3月31日から施行する

附則2 この改正は、令和6年6月1日から施行する

附則3 この改正は、令和6年10月1日から施行する